平 成 2 2 年 度

福島県消費生活審議会議事録

平成22年7月28日開催

福島県消費生活審議会

- 1 日 時 平成22年7月28日(水) 午後1時30分~午後3時30分
- 2 場 所 福島県自治会館1階 福島県消費生活センター研修室
- 3 出席者 委員13名、事務局9名

## 消費生活審議会委員名簿

	氏 名	職業・役職等
学	菅波 佳子	司法書士
識	菅野 昭弘	弁護士
経	鈴木 里子	郡山女子大学教授
験	高瀬 雅男	福島大学教授
者	船生 敏夫	東日本国際大学教授
	湯坐 聖史	弁護士
消	内山 安子	(公募委員)
費	佐藤 一夫	福島県生活協同組合連合会専務理事
者	人見 やよい	(公募委員)
	和田 秀子	財団法人福島県婦人団体連合会評議員
	三品 トミイ	福島県消費者団体連絡協議会理事
事	追分 富子	福島県商工会議所女性会副会長
業	大川原 けい子	JA福島女性部協議会会長
者	中野 竹治	福島県生活衛生同業組合連合会会長
	中野 俊昭	日本チェーンストア協会東北支部事務局長
	根本 佳夫	福島県商工会連合会専務理事

# 4 議 題

- (1) 会長の選任について
- (2) 会長職務代理者の指名について
- (3) 苦情処理部会員の指名について
- (4) 消費生活審議会について
- (5) 最近の消費者行政をめぐる状況について
- (6) 本県の消費者行政の概要について

# 5 概 要

(1) 開 会 13時30分

# (2) 辞令交付

林生活環境部政策監から、各委員に辞令を交付した。

#### (3) あいさつ

〔林 生活環境部政策監〕

- ・ 本日は、御多用な中にもかかわらず、御出席をいただき、厚くお礼申し上げま す。
- ・ 皆様におかれましては、このたび、委員就任をお願いしたところ、御快諾いた だきまして誠にありがとうございます。
- ・ 委員の皆様には、県民の消費生活の安定及び向上に向けた施策の策定及び実施 について、様々な視点から御意見をいただきたいと考えておりますので、どうぞ よろしくお願いいたします。
- ・ 国におきましては、消費者庁が昨年9月に発足し、消費者が主役の社会の実現 に向け、消費者政策に関する基本的な制度や環境の整備が進められているところ であります。
- ・ 県といたしましては、昨年3月に創設しました消費者行政活性化基金を活用しながら、消費者行政の充実・強化を図っており、県消費生活センターの相談時間の延長など相談体制を充実させるとともに、県民の皆様が利用しやすい施設にするために、展示ホールなどの改修工事を行いました。
- ・ さらに、市町村が実施する相談窓口開設などの消費者行政活性化のための事業 に対しても支援を行っているところであります。
- ・ 今年度、新たにスタートいたしました県総合計画「いきいき ふくしま創造プラン」におきましても、「消費生活の安全・安心」を重点施策に位置付け、消費者行政の更なる充実強化を図っていくこととしており、未来を担う子供たちへの啓発強化など新たな事業を実施するとともに、市町村の取組みに対しても、引き続き、財政的・技術的支援を強化していくほか、消費者団体の自主的活動を支援するため、消費生活センターの中に消費者団体活動・交流室などを整備することとしております。
- ・ 本日の審議会では、本県の消費者行政の概要などについて御説明をさせていた だきますので、委員の皆様にはそれぞれのお立場から率直な御意見を賜りますよ うお願い申し上げまして、あいさつといたします。

### (4) 委員の紹介

2年間消費生活審議会委員を務めていただく各委員を紹介した。

#### (5) 仮議長の選出

議事に先立ち、大内消費生活課長を仮議長として選出した。

### (6) 会議成立の宣言

委員総数16名中13名の出席により、福島県民の消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則第25条第3項に定める定足数を充たしており審議会が有効に成立していることを、大内課長が確認し、宣言した。

#### (7) 議事録署名人の選出

[大内仮議長]

・ 議事録署名人については、仮議長指名でよろしいでしょうか。

<委員全員異議なしの声>

### [大内仮議長]

・ 議事録署名人を、菅波委員と内山委員にお願いします。

<菅波委員、内山委員ともに了解の旨回答>

### (8) 議事

〔大内仮議長〕

・まず、議題の(1)「会長の選任について」、消費生活条例により委員の互選とされているがいかがしますか。

### [鈴木委員]

・ 高瀬委員にお願いしたい。

<委員全員異議なしの声>

### [大内仮議長]

・ 皆様方の推薦があったので、高瀬委員に会長をお願いします。

### [高瀬会長]

- ・ ただいま専任していただいた高瀬です。これから2年間という期間ですが、消費者行政活性化計画の2年度3年度が重なっている。地方消費者行政を充実する絶好のチャンスなので、委員の皆様、職員の皆様と力を合わせてすばらしい福島県の消費者行政にしていきたいのでよろしくお願いします。
- ・ 皆様の協力をいただきながら、本審議会を円滑に運営してまいりたいと思うので、 よろしくお願いします。
- ・ それでは、次第にしたがって議事を進めます。
- ・ (2)「会長職務代理者の指名について」ですが、会長から指名します。
- ・ 会長職務代理者は、船生委員にお願いします。

<船生委員、了解の旨回答>

#### [高瀬会長]

・ 次に、議題(3)「苦情処理部会委員の指名について」ですが、消費生活条例施行 規則第26条により会長が指名することとなっております。指名の前に苦情処理部 会について、事務局から説明願います。

<大内消費生活課長から資料1に基づき説明>

## [高瀬会長]

・ 苦情処理部会に関しまして何かご質問ございますか。

### [菅野委員]

大体何回ぐらい、具体的な場所とか回数とかはどの程度想定していますか。

### [大内課長]

・ これはそういう事案があったときに開催することになっていて、これまでこの部会で検討したものは、昭和54年に1件あっただけで、その後は開いていません。その54年に1件あった案件につきましては、クリーニングに対するトラブルで、出したクリーニング商品にちょっとシミとかができてしまって、その内容についてこの苦情処理委員会を開催したということが1件あるだけです。

### [菅野委員]

・ 具体的に担当委員というのは例えば、この審議会の中で担当委員が選ばれて、それがあっせんに当たるということになるわけですか。

### [大内課長]

・ これからこの委員の中で、会長の方から指名をいただきまして、その委員が対応 するということになります。

### [菅野委員]

・ 普通、ADRですと、かなり詳細な規定があって、手続き規定とか何か定めておかないと本当はなかなかやっていけないだろうと思うんですけど、一般的に最近の政府がやっている、例えば電波のアナログからデジタルにというあれもADRが設けられているんですけど、弁護士会のADRもそうですけど、それなりの規定を設けておかないとなかなか実際にいろいろな面で不都合が出てくる恐れがあるんですけど、そういう手続き規定というのは今のところ設ける予定はないということですか。

### 〔大内課長〕

・ 処理部会について施行規則の第26条に規定されているだけでございまして、その具体的な内容についてはまだ規定はありません。今のところまだそういう事案がこれまで発生していないこともありまして、当面その規定を設置する予定はありません。

#### [高瀬会長]

- それでは、私から委員を指名します。
- ・ まず、学識経験者から菅野委員、湯**坚**委員、菅波委員、消費者からは三品委員、 事業者からは根本委員の5名の方にお願いします。
- ・ 部会の部会長の選任については、条例施行規則により、部会委員の互選により定めることになっているので、後日、お決め願います。

## (4) 議事

### [高瀬会長]

・ それでは議題の(4)「消費生活審議会について」ですが、今回は審議会委員が改 選されて最初の審議会であり、初めて委員となられた方がいらっしゃいますので、 消費生活審議会についてどういうことをやるのか、事務局より説明をお願いします。

<大内課長から資料2に基づき説明>

### [高瀬会長]

・ 只今の事務局の説明について、質問・意見等があれば御発言願います。

#### [菅野委員]

・ 開催日程なんですが、今回私、開催通知が来たのが23日ですよね。やはり1ヶ月以上前に日程が明らかになっていないと予定が入るのが難しいと思うんですね。 例えば湯**坚**弁護士も来てないと思うんですけども、法廷は大体1ヶ月から1ヶ月半前から入ってしまうものですから、1ヶ月半ぐらい期間を見てもらわないと日程が そもそも入らない。できたら年度当初に開催日を最初に決めておくとか、それでも ぶつかる可能性があるくらいなので、そこをご配慮お願いします。

### [大内課長]

・ 今回の通知が大変遅れてしまいまして、申し訳ありませんでした。今、委員の方からお話しがありましたように、次回の開催につきましては、皆様の日程がかなり多忙なところを来ていただくことを考えますと、やはり今お話しがあったように1ヶ月以上前に決めさせていただきながら、対応したいと思います。今回は大変皆様にご通知が遅くなったこと改めてお詫び申し上げます。申し訳ございませんでした。次回からは早めにみなさんにご通知したいと思います。

# [高瀬会長]

・ 次に、議題の(5)「最近の消費者行政をめぐる状況について」、事務局より説明 をお願いします。

<大内課長から資料3-1、3-2に基づき説明>

#### 〔高瀬会長〕

・ 只今の事務局の説明について、質問・意見等があれば御発言願います。

#### [三品委員]

・ 資料3-2 ⑩地方苦情処理委員会につきまして、福島を中心として3ヵ所ありますね。センターと郡山といわき。浜通りにはいわきにありましても、いわき以外はカバーされていないんですよ。できれば浜通りにも2ヵ所くらい置いていただきたい。ここまで来るのが大変なんです。浜通りはここまで来るのに3時間半かかりますので、できれば浜通りにも2ヵ所この苦情処理のセンターを置いていただければと思っておりますけど、そういう点はいかがなんでしょうか。

### [大内課長]

説明しましたように、本県といたしましては、その消費生活センターそのものが まず少ないということがあります。それからこの地方の苦情処理委員会の活性化事 業ということでそれぞれ事業を行うときにどの団体さんも、いわき市の方にもこの ような消費生活審議会がありまして、その中に苦情委員会等が設置されていると思 うんですが、なかなか事業そのものがまだ十分に運営されてないというか、まだま だこれから力を入れていくべき所だと認識しております。そういう意味では浜通り 方部ですね、いわき市にセンターがあって苦情処理とかあっせんを行っているんで すが、やはりもう少し相双方面などでも、それぞれの市町村でこういう対応ができ るように、まずはそれぞれの首長さんの意識を変えてもらいながら、担当者の意識 はもちろんですけど、首長さんの意識を変えてもらいながら対応したいと強く思っ ております。現在、それぞれの事業につきましては担当者レベルでは、こういうも のがあって、こういうものにも支援できますという説明をしています。なので、そ れぞれの部署で検討がなされ始めているかと思いますので、そういう意味では県は もちろんですが、消費者の皆様とか、いろいろ関係団体の方にも、近くの市町村に 働きかけをしていただきながら連携を取って対応していくと消費者行政もさらに進 んでいくと思っておりますので、よろしくお願いします。

### [三品委員]

こちらこそよろしくお願いします。

### [佐藤委員]

- ・ 関連していくつか質問と意見を申し上げたいと思います。今、課長さんの報告にありましたとおり、活性化基金の市町村プログラムですね、資料3-2の2ページの所にもありますが、当初は福島市をはじめとして6市ぐらいしか去年の4月ぐらいはプログラムが出てなかったのが、消費者庁のホームページでいくと昨年7月が9市2村ですか、だから11ぐらいの自治体まで拡大して、今年の4月は資料5を見ましたら26市町村まで確実に広がってきているんですね。そういった意味で消費生活課の皆さんの努力がですね、こういったところに表れているんではないかということで、まずはそういった状況にあるということについて、皆さんと認識を一緒にしたいなと、そういう意味では敬意を表していきたいと思います。
- ・ ここから質問なんですが、実際市町村をまわられてですね、たぶんいろいろな温度差があると思うんですね。活性化の基金活用事業に対してのご意見、それから、26市町村ですからまだ半数近くの自治体が取り組んでいないということでいえば、なぜ取り組まないのかという部分について、あるいは取り組めないのかということについて、話しにくいこともあるかもしれませんが、今後の見通しについても知りたい。
- ・ それからもう1つ、消費生活センターについては福島県は他県から比べると非常に少ないということは先ほど課長さんがおっしゃったとおりで、県の1つと3市しかない。県の活性化計画では地域バランスを考慮した消費生活センターが未設置の会津、県南、相双、この3地区を重点地区として特に強く働きかけを行うという計画になっております。この3年の中で達成させるというような計画となっているわけですが、差し支えなければ、現在の進捗状況、この3地区ですね、どんな動きが

あるのかについて教えていただきたい。

- ・ 併せて、私ども消費者団体としても、ぜひこれらの地域についてはその地域地域 の消費者団体の皆さんと連携しながら、消費生活センターを設置するように強く消 費者団体としても取り組んでいきたいと思っております。そこは県の皆さんと協力 しながら進めていきたい。ちなみに東北6県で見ると、22年度、岩手県・山形県 は5ヵ所、消費生活センターを新設する、あるいは宮城県は1ヵ所予定が組まれて いるようですので、是非3年を待たないで、22年度のところで達成できるように みんなで頑張らないといけないかと思うので、やっていきたいなと思います。その 辺についての見通しというか今の状況を教えていただければそれによって消費者団 体としてもどのようなアクションを起こしていけばいいかというのが出てくると思 うのでお願いします。
- ・ それから資料3-2の2の2ページに、支援メニューが①~⑫まであるんですね。 これの21年度の予算の配分状況を見ますと、消費者教育と啓発活性化事業という のは、東北6県どの県も、かなり重点的に予算を配分しながら、基金を取り崩して 事業を行っているんですけど、先ほど課長さんの話にありましたとおり、消費生活 相談員の養成事業については、21年はちょっと残念なことに、福島県は確か予算 としての取り崩しはゼロのようなんですね。なので、これは意見になりますけど、 消費生活相談員については、消費生活センターを作るということもありますが、養 成事業については、やはり予算をきちんと配分しながら是非頑張って取り組んでい ただきたいということを最後に要望として申し上げたいと思います。

#### [高瀬会長]

・ それでは、活性化基金についての各自治体の取り組み状況はどうなっているのか、 それから消費生活センター、特に会津・県南・相双の取り組みはどうなのか、3番 目に消費生活相談員の養成事業の予算執行についての考え方、以上3点ありました のでよろしくお願いします。

#### 〔大内課長〕

- ・ 第1点の市町村の取り組み状況について説明いたします。本県の基金の活用状況ですが、資料5の5ページに21年度の市町村のこの活性化基金の活用状況を示しております。こちらに記載がありますように、11の市と村が初年度に取り組んでいる状況にあります。それから22年度につきましては、6ページ・7ページにそれぞれ記載がありまして、22年度については4月1日現在ですが、26の市町村が取り組むというような状況にあります。
- ・ なぜ、なかなかこの市町村が取り組めないかというところですが、まず21年度 につきましては若干準備期間が少なかったということ、それから支援メニューも当 初8項目だったということもあり、また、市町村も予算措置をするに当たりまして は、議会の議決を得るというような手続きもありまして、最初それぞれの取り組み がちょっと遅れたというようなところがあります。
- ・ それから22年度につきましては、今現在26の市町村が取り組んでおりますが、 さらにまた担当者レベルでの説明、それは昨年も行っておりますが、さらに説明を 行いまして、まず理解を深めるということを行っております。
- ・ それから私どもの方で直接市町村の方に出向きまして、それぞれの市町村の首長

さん等とお話しをさせていただきながら、その取り組みについて、お話しをさせていただいてる状況にあります。話の中で、今年補正予算を要求しながら取り組みたいという町村も出てきております。また、町村のいろいろな理由の中で次年度に取り組みたいという町村もありますので、これから働きかけながら、全部の市町村がまず取り組んでいただきたいと考えていますので、そのような働きかけをしていきたいと思います。

- ・ その中で、なかなか市町村が取り組みにくいという点については、市町村は担当する職員が専任で対応しているという状況にはありません。いろいろ商工観光とか、諸々の生活に密着した業務を兼ねながら対応しているというところがあり、そういう人的な要因もひとつにあるのかなということがあります。それから、事業を取り組むにあたっては、やはり基金があるこの3年の事業としては成り立つんですが、それから先、基金の活用が終了した後、どのように市町村が自らの財源で事業を取り組んでいくかというところが、それぞれの市町村、大変財源が厳しいという状況にありますので、その辺の手当をどうするかというところも検討しながらとなると、なかなか厳しいところもあるのかなというようなお話しを承っております。そのため、消費者行政の重要性をお話ししながら、まずはそれぞれの首長さん等のご理解をいただいて、リーダーシップを発揮していただいて、まずは取り組んでもらうように働きかけをしたいと思っています。
- ・ それから、消費生活センターが少ないというところでは、県としましては、今の 市町村の動きでは、市としてまず会津若松市、白河市につきましては、今現在それ ぞれ検討を進めている状況にあります。会津若松市の方は、だいぶ検討は進んでい るように聞いています。
- ・ それから白河市の方につきましては、広域的なセンターとした方がいいのかというようなこともありまして、それぞれの市町村の意見を聞くというようなこともなされているように聞いています。
- ・ そういうところでは、広域的にということになりますと、それぞれの市町村の意 見等を取りまとめるのに時間を要するというようなことも想定されるのかなと考え ておりまして、それぞれの検討状況につきましては、それぞれ情報を入手しながら 対応していきたいと思っています。
- ・ 相双の方は、これから相馬市とか南相馬市とか大きな所を回りながら、それぞれ の状況を把握していきたいと思っていますが、やはり三品委員からお話しがあった ように、相双は広いので、そういう意味ではどこかの市でリーダーシップをとって いただいて、動きはじめていただければと考えています。
- ・ しかしながら、センターとして3つの要件がありまして、まず1つとしては週に 4日以上相談業務を行う、相談業務を行うにあたって消費生活相談員ということで、 専門の相談員を配置する必要があります。それから先ほどもお話ししたように、相 談の内容を全国的に一元化しているPIO-NETシステムというものがあります。それを 配置する必要があるというようなことで、特にネックになっているところは相談員 を配置するというところが、これから先、先ほどもお話ししたように今後財源をど うするかというところを整理しないと、相談員を雇用しても基金があるうちはなん とかなるのですが、終了してしまうとそれから先どうするかということもあるので その辺がネックになっているのかなという状況にあります。
- ・ それから3つ目としまして、要望にありました相談員の養成事業につきましては、

本県といたしましては、まずそれぞれ知識がある相談員を配置したいということを優先にさせていただいております。そのようなこともありまして、21年度に2名、22年度に1名を増員しています。そういうことで、相談員は11名で対応している状況にありまして、実際の相談員を新たに養成するという事業ではなくて、今いる相談員をさらにレベルアップさせる、研修に派遣するなどの事業に取り組んでいるという状況にあります。まずは相談員の質の向上とある程度相談員を増やして、丁寧な対応が出来るような、そのような事業に力を入れているという状況で、逆にそういう内容なので、養成事業についてはまだ取り組んでいないという状況です。

### [高瀬会長]

どうもありがとうございました。だいぶ詳しくご説明いただきました。

### [佐藤委員]

- ・ 追加でいいですか。確かに消費生活相談窓口高度化事業ってところは、他県より もやっているということなので、補足しておきたいと思います。あと1つは、先ほ ど3年間ということで使い勝手が悪いということなんですが、これもあのいろんな 自治体、他の県もそうですけど、去年も県の方にお願いして、県としても国に対し て継続をお願いしていくという、消費者庁に繋いでいくというような回答をいただ いていたんですが、今年の7月21日に、実はその一年延長を可能とする取りまと めが来ているんですね。
- ・ ただし、各都道府県ごとの個別の要請がある場合には、基金の取り崩し期限を1年延長して4年にする。3年が4年になったからどうなのかという問題も一方であるんですけども。あと、それから相談員の報酬引き上げにも基金を活用可能ですよと。それから消費生活センター等の事務所や事務用機器、機材の賃料・リース料にも基金を活用することが可能です。それから光熱費、消耗品についても経費を切り分けられれば、活用は可能という。使途についても拡大をするというような、ワーキンググループでの結論が出てるんですね。たぶん県の方でもそういった情報は入手されてるかと思うんですけれども、確かに一旦上げた報酬をですね、3年後4年後に基金が取り崩し出来なくなったら、賃金下げますなんて話には多分ならないから、困ったもんだなと思ってると思いますし、区分経理で活用可能なんでしょうけど、そのことによってまた事務の負担が増すということになったらどうなんだという問題も多分あると思いますが、そういった緩和策も出てきてますので、是非そういったことも活用されて、消費者行政の活性化に努力を引き続きしていただきたいということを最後に申し上げます。

### [高瀬会長]

・ そういう要望が出ましたので、よろしくお願いします。それではこれに関して、 ほかの方、ご意見ありますでしょうか。

## [船生委員]

・ 基金というのが出たんですけど、初めて基金と聞きましたが、どういうものなのか。詳しく基金のことがわかりません。まず基金というのはどういう性質、どういう仕組みなのか知りたいです。

### [大内課長]

・ まず県として基金に関する条例を持っていまして、地方消費者行政活性化基金というものです。国の方から交付金を受けまして、県は基金を造成しました。21年度から3年間の事業として、その基金としての予算を取り崩しながら、事業を実施することになっています。ですから、予算上は単年度単年度に予算を要求しながらやっていくんですが、その財源として地方消費者行政活性化基金というところからお金を取り崩して事業をするということになります。例えばA市町村が100万の事業をしたいとなれば、県からそのお金を取り崩しまして、県から交付金というような形で100万を市町村に交付することになります。

#### [船生委員]

まず国がある。それが県に下りるわけですか。

### 〔大内課長〕

・ はい、交付金という形で、県の方にお金が来ております。

### [船生委員]

・ それを消費者行政活性化に使えということですか。

### [大内課長]

・ はい、お金に色が付きまして、その活性化基金ですよということで積立をしております。その中に、色の付いたお金の中で、3年間それを取り崩しながら、色々な事業をしていくというような流れになっております。

#### [船生委員]

- ・ 言い方悪いかも知れないけども、それはそれにしか使えないから活用しなきゃい けないということですね。
- 使わなかったらどうなるんですか。

### [大内課長]

・ 使わない場合には、国の方に戻すようになります。市町村も、県ももちろんですが、大変予算が厳しくて、事業をしようと思ってもなかなかできないような状況があります。やはり優先順位がありますので、なかなかやろうと思ってもできない事業というのがありますので、そういう意味では消費者行政のこの基金については、使っていいですよということになっておりますので、有効に使って欲しいと思っています。ただ、使えるメニューがここにありますように12だけで、新たなものに使えるもので、既存の、例えば今私どもがいる消費生活センターの相談員の、例えばそういう報酬に、今いる者に使えるかというとそうではなくて、新たに雇用するとか、新たに事業を行うというものに使えるという仕組みになっているので、若干その辺は使い勝手が悪いんですが、約3億円の基金をいただいて、いろいろ事業に取り組んでいるので、余すことなくやはり有効に活用したいと思っております。

#### [佐藤委員]

・ 待遇改善にもちょっと緩和されたんですよね。新たにじゃなくて、今いる方の待 遇改善に使ってもいいよというところで、緩和は一部された。

### [大内課長]

- ・ 佐藤委員からただいまお話しがありましたが、若干やはり使い勝手が悪いということで、国の方に、要請をしながら見直しを行っていただきました。見直しの内容については、若干情報が来ておりまして、まず3年間という中身については、若干延長というんですか、要望があればというようなお話しがあります。要望して延長するかどうかについては、県としましても、どのようにしていったらいいのかというのがありますので、みなさんにもお伺いしながら、その辺は対応していきたいと思っております。
- ・ それから既存のものに使えなくて、新たなものにというお話しをしましたが、今、 佐藤委員がおっしゃったのは、例えば、消費生活相談員の報酬が例えば100とす ると、それでさらにそれを待遇改善っていうことで、例えばそれを150にしたい ということでこの50の上積みをこれまでは基金では使えませんでした。新たに雇 用するのではなく、そういうあるものの、上の積み上げはだめですよということだ ったんですが、そういう待遇改善には使えるというような情報も来ておりますので、 これからよく検討していく必要があるのかなと思っています。

### [船生委員]

・ なんか事業をやる場合に、基金でほとんど全額その金額内ならできるということですか。自分たちの方で負担しなくてもできるということですか。

### [大内課長]

・ この支援メニュー12ある中で、新たに取り組むなど、この支援メニューの中に 該当すれば、この基金で使えるということになります。

### [船生委員]

・ 100%そのお金でできるものはやれるって事ですよね。

### 〔大内課長〕

はい、そうです。

#### [佐藤委員]

・ 自主財源の縛りがありましたよね。

### [大内課長]

・ 基本的にはできます。ただ最終的には福島県全体でですね、県と市町村の全体の 自主財源の予算の合計額というのがあって、それを超えることはできないという大 きな枠の縛りはあります。ただ、今、市町村がいろいろやろうとしてるんですが、 そこまでには至っていないので、まだ今年は十分対応できるのかなと思っています。

#### [高瀬会長]

・ 補助金みたいに補助はするけど3分の1は自分で持てとか、そういうのはないで よね。

### [大内課長]

はい、ありません。

### [高瀬会長]

・ 次に、議題の(6)「本県の消費者行政の概要について」、に入ります。ここでも 活性化基金の使い方なども関係していますので、まだ御質問されていない方はこち らでもお話しいただいて結構です。事務局より説明をお願いします。

<大内消費生活課長から資料4、5に基づき説明>

### [高瀬会長]

・ 只今の事務局の説明について、質問・意見等があれば御発言願います。

### [内山委員]

・ 先ほどは、三品委員からいわき市にもう1件消費生活センターということなんですが、いわき市は大変広いです。もう、1つまとめるのも大変なんですよ。それで、センターの方の職員さんも出前講座やいろいろ頑張っております。相談員さんも消費者庁ができてから、1名相談員を増やしまして、皆さん本当に頑張っております。あと今、課長さんから説明がありましたけど、情報がいろいろ流されていますよね。でも一人暮らしの高齢者が多いので、情報が流されても結局情報格差があるんじゃないかなと。テレビとかラジオとか新聞でいろんな事が報道されていますが、それを全然見ない読まない、そういう人がだんだん多くなっているのかななんて今気付いたんですけど。そんなことで、いわき市も頑張っております。

### [高瀬会長]

・ 確かに一人暮らしの方はね、なかなか情報が届かないですよね。

# [内山委員]

・ そうだと思いますね。そして今、隣同士とか隣の人とのおしゃべり、お話し合い というかお茶のみというか、それがあれば結構こうなんだよ、ああなんだよという ことは話されると思うんですけども、そういう状況もないのかななんて思いますね。

## [高瀬会長]

・ 見守り隊というのが今度できたので、そこがなにか穴埋めをしてくれるといいん じゃないかなと思うんですけどね。

#### 〔内山委員〕

・ 地区によっては郵便屋さんなどが訪問して、声をかけるとかしてるみたいですけ どね。

#### [高瀬会長]

どうもありがとうございました。ほかにはいかがでしょうか。

#### [菅野委員]

・ 去年の12月に消費者担当大臣から、全国の都道府県知事に消費者行政推進本部 の設置というのが要望されたようなんですけれども、福島県としてその要望に対す る対応というのはどうなっているんでしょうか。

### [大内課長]

・ 昨年、消費者担当大臣の方から書簡が届きまして、それぞれ都道府県においても 体制を強化してほしいというような書簡が来ております。本県につきましては、庁 内に消費者行政推進連絡会議というものを、既に21年6月に設置して、それぞれ 情報交換をしながら対応しているというような状況にあります。書簡では知事を本 部長にするそういう会議という内容でして、県としては消費者庁が設置される前に、 やはりそういう体制を強化することが重要だということで、連絡会議を設置しています。昨年は、3回ほど会議を設け、情報交換をしながら、消費者行政を活性化するためにどうしたらいいかを議論しながら対応しております。本県としましては、 書簡が来て知事をトップにという要請ではありますが、今のところ十分会議の中で 役割を果たしているのかなと認識しております。なのでさらに他県の状況を勘案しながら、それぞれのその時の対応に一番適切な対応をとっていきたいと考えております。

## [菅野委員]

しばらくは連絡会議でということですか。

#### [大内課長]

・はい。

### [佐藤委員]

・ 全国ではまだ13県です。推進本部が設置されているのは。

# [高瀬会長]

・ 福島県でこういう会議が設けられたのは最近ですが、これが活性化計画が終わったら、はい終わりというのではなくて、こういうシステムを恒常的に設けておく必要があると思うんですね。やっぱり消費者問題はいろいろなところに関わってきますので、常に担当が集まって対応が出来るようなシステムが必要だと思うので、ぜひ活性化計画が終わってからも続けていただきたいなと思います。

# [高瀬会長]

・ ほかに御質問等ありませんか。

## [根本委員]

・ 資料4の5ページ、(7)の活性化基金の運用状況、この資料を見ますと、基金が約3億ちょっとの基金、21年度が取り崩し額4,100万、残りが2億7千万なんですが、現在の市町村も含めた計画に基づく執行予定額、22年度はどのくらいを想定されているのか、それによって1年延ばすか延ばさないかとかにも関わってくると思うんですよね。22年度の執行予定額がどれくらいなのか。

#### [大内課長]

・ 22年度の基金の予定額は、1億850万ほどを予定しております。そうしますと、残としては約1億6千万ほど残るというような状況にあります。そういう意味では来年度、今年以上の事業をする必要があるという状況があるので、その1年延ばすことについては、また検討する必要があるのかなと思います。

### [根本委員]

・ そうすると、22年度26市町村の予定額は23年度ではどれくらいになるんで すか。23年度の今の26市町村の計画に基づく予定額は。

### [大内課長]

・ 23年度につきましては、当初21年度に事業を実施するときに予定をお聞きしているんですが、その段階ではあまり積極的な取り組みがなされるというような状況ではありません。なので、今私の方でそれぞれ説明しながら、状況を確認していますので、そういう中で改めて23年度の市町村の要求がどの辺になるのかというところは、再度取りまとめる必要があるのかなと思っております。その辺は取りまとめ次第、また皆様に情報提供しながらお諮りしたいと思います。

### [根本委員]

・ 実際22年度は、26市町村の計画に基づいて執行していますが、26市町村で23年度まで基金を使い切るような計画になっているのか、もしもそうでなければ、残っている30数市町村に働きかけて、23年度スタートするのでもう1年ずらしてくれとか、そういうことは言えると思います。その辺は全体の基金の執行がどうなっているのかによると思います。いずれにしても、残りまだ30以上の市町村があり、まだ具体的なプラン作り、プログラム作りがなされていないので、この基金事業の如何に関わらずに、消費者行政の重要性に鑑み、職員が足りないとかいろいろ理由はあるでしょうけど、やはりそういうような取り組みを各自治体で考えることが大事だと思いますので、市町村への働きかけをしていただきたいと思います。

#### [高瀬会長]

・ ほかに御質問等ありませんか。

### [中野委員]

・ 先ほど、課長さんからかけ足でご説明がありましたが、非常に消費者からのご相談ということになると、多岐にわたっています。悪質商法から始まって、資料にもありますが、食の安全・安心、表示問題。ですから、それぞれの行政、市町村で全ての項目に完璧に答えるのが一番いいんでしょうけど、今現状ではこういった全て

に答えられる体制っていうのは難しいと思うので、まず優先順位をつけた上で、それぞれの横で最低限ここまでは完全にカバーしようというか、悪質商法であるとか、非常に迷惑を被るというところに関しては、完全に受け答えはできるようにしようであるとか、そういった横での研修はそれぞれやられているわけですが、市町村の埋め合わせといいますか、その辺が非常に重要になってくるんじゃないかなと感じました。

### [高瀬会長]

・ それに対して何かありますでしょうか。新しいPIO-NETもできてきたので、県とそれぞれの市との関係をどうするのかということもありますね。

#### [大内課長]

・ 今お話にありましたように、消費生活全般が多岐にわたるので、それぞれ市町村の方で、取り組みについては優先順位を付しながらといういうことになろうかと思います。今それぞれ市町村と意見交換する中で、どういう相談が消費生活センターの方に寄せられているかというような内容をお話ししながら、市町村が取り組めるところからということでお話ししています。特に相談の内容を分析しますと、どこの町村も高齢者に対する啓発は必要なのかなというようなことはおっしゃっていますので、やはり地域によってそれぞれの取り組みの内容というのは違ってくるかと思うので、それぞれの地域に応じて優先順位を考えてもらいながら、というようなお話しはさせていただいています。

## [高瀬会長]

ほかにいかがでしょうか。

#### [佐藤委員]

・ 多重債務者の対策事業の中で心配なのが、貸金業法の6月の完全施行に伴って、いろいろ使い勝手というか、それは消費者団体が求めて、改正を願ってきたわけですけども、だからって暮らしが豊かになってるわけじゃなくて、ますます厳しくなっている中で、ヤミ金がかなり横行してくるんじゃないかなという心配があります。そういった意味で多重債務者のこれからの対策協議会の重点というか、ヤミ金に対する対策というところについては、ぜひ強化をしていただきたいなと感じたものですから、意見としてよろしくお願いします。

### [高瀬会長]

・ほかに御質問等がないようなので、以上で福島県消費生活審議会を終了します。

#### <審議会閉会>

(閉会 15:30)